

熊本市空き家リフォーム促進事業補助金交付要綱

制定 令和6年7月22日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯、若者夫婦世帯が熊本市内の耐震性能を有する空き家を取得又は賃借して、新たに自らが居住するために実施する環境配慮（エコ）や子育て対応に資する改修工事に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することで、空き家の性能向上による市民の安全・安心な住環境の保全及び空き家の流通促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づく事業をいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であり、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室及び玄関を有するものをいう。
- (3) 空き家 次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 熊本市内に所在する建築物であって、居住その他の使用がなされていないこと。
 - イ 建設工事完了の日から起算して1年を超えているもの。
 - ウ 過去に人の居住の用に供したことがあるもの。
- (4) 子育て世帯 補助金の交付申請時点において、18歳未満の子ども、又は妊娠している者を有する世帯をいう。
- (5) 若者夫婦世帯 補助金の交付申請時点において、一方が39歳以下である夫婦を含む世帯をいう。
- (6) 空き家取得後リフォーム型 空き家の取得後、市内業者と請負契約を締結し、この要綱に基づく補助金の対象工事（以下「補助対象工事」という。）を行う方式をいう。
- (7) リフォーム済空き家購入型 買取再販事業者が補助対象工事を実施した空き家を売買により取得する方式をいう。
- (8) 取得者等 売買、若しくは相続（3親等以内の親族間の生前贈与を含む。）により取得、又は賃借（3親等以内の親族間の賃借は含まない。）する者で次のアからウのいずれかの者をいう。
 - ア 交付申請を行う日（以下「交付申請日」という。）前の12ヶ月以内に売買により取得した者（売買契約又は購入申込など書面による事前の手続きを行っ

た者を含む。)

イ 相続により取得した者で、現にその住宅に居住していない又は交付申請日前の12ヶ月以内にその住宅に居住を開始した者。

ウ 交付申請日前の12ヶ月以内に賃借を行った者(賃貸借の契約又は入居申込など書面による事前の手続きを行った者を含む。)

(9) 市内業者 熊本市内の個人事業者、又は熊本市内に本店若しくは支店、営業所等を有する法人事業者をいう。

(10) 買取再販事業者 空き家を取得し、工事を実施して販売する市内業者をいう。

(11) 居住誘導区域 一定のエリアに人口密度を維持する区域として熊本市立地適正化計画において定められた区域をいう。

(補助交付対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象者(以下「補助交付対象者」という。)

は、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 子育て世帯、若者夫婦世帯を構成し、自ら居住する者であること。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 空き家取得後リフォーム型を利用する場合は、空き家の取得者等又はその同一世帯者であり、補助対象工事の請負契約を締結しようとする者。

イ リフォーム済空き家購入型を利用する場合は、補助対象工事を実施した空き家の建物売買契約を締結しようとする者。

(3) 取得者等が賃借する者である場合は、工事内容や原状回復義務の免除等に関して当該住宅の所有者の同意を得ていること。

(4) 補助金の対象住宅(以下「補助対象住宅」という。)に完了実績報告書を提出してから2年以上継続して居住すること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(7) 第5条に規定する補助金の対象工事について、国、地方公共団体による他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 この要綱に基づく補助対象住宅は、売買、若しくは相続、又は賃借する前に空き家であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第1号又は第2号の規定による評価の結果、地震に対して安全な構造であると判断できる住宅

(補助対象工事)

第5条 この要綱に基づく補助金の対象工事は、市内業者が請け負って行われたリフォーム工事又は買取再販事業者が行うリフォーム工事で、次の各号に掲げるものとする。

(1) エコ工事

(2) 子育て対応改修工事（前号の工事と併せて行う工事に限る。）

2 補助対象工事は、別表1に定める仕様・性能を満たさなければならない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、居住誘導区域に存する住宅については1戸あたり40万円、居住誘導区域以外に存する住宅については30万円を上限として、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額（以下「補助対象工事費」という。）に2分の1を乗じて得た額

(2) 前条第1項第2号に該当する補助対象工事費に2分の1を乗じて得た額で、前号の額以下とし、10万円を上限とする額

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助交付対象者（以下「補助金交付申請者」という。）は、空き家取得後リフォーム型である場合は補助対象工事に着手する前までに、リフォーム済空き家購入型である場合は補助対象工事を行った空き家を取得する前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請し、交付決定を受けなければならないものとする。（以下「交付申請」という。）

(1) 補助金交付申請者の世帯全員の住民票の写し（交付申請提出前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。）

また、子育て世帯で、出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の診断経過がわかる書類の写し

(2) 算出根拠（様式第2号）

(3) 補助対象住宅の位置図

(4) 補助対象住宅の建築年月日（又は工事着工年月日）を証する書類

(5) 空き家取得後リフォーム型である場合は、取得者等であることを証する書類

(6) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事に要する経費が確認できる明細書（見積書等）の写し

(7) リフォーム済空き家購入型である場合は、買取再販業者が作成する補助対象工事説明書（様式第3号）

(8) 空き家取得後リフォーム型で借借人が所有者の同意を得て工事を行う場合は、所有者全員の同意書（様式第4号）

- (9) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付(不交付)決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により補助金交付申請者に通知することとする。

- 2 補助金の交付の決定は、交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定する。

(交付申請の変更)

第9条 補助金交付申請者は、前条第1項に規定する交付決定通知を受けたのち、補助事業の内容を変更するときは、交付の決定を受けた補助金の額の変更を伴わない軽微なものを除き、速やかに補助金交付変更承認申請書(様式第6号)に変更の内容がわかる書類を添えて、変更契約を締結する前に市長に提出するとともに、その承認を得なければならないこととする。

- 2 前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第7号)により補助金交付申請者に通知することとする。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更承認(不承認)決定の場合に準用する。

(完了実績報告)

第10条 補助金交付申請者は、空き家取得後リフォーム型である場合は補助対象工事が完了した後に、リフォーム済空き家購入型である場合は補助対象工事を行った空き家を取得した後に、事業の交付決定を受けた年度の2月末日(休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までに、速やかに完了実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

ただし、本文に示す日までに完了実績報告を行うことができないことにつき、市長が特に認めるものは、この限りでない。

- (1) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事の契約を明らかにする書類の写し(契約書、注文書等)及び補助対象工事に要した経費が確認できる明細書(請求書等)の写し
- (2) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事に要した経費に係る施工業者からの領収書の写し
- (3) リフォーム済空き家購入型である場合は、建物売買契約書の写し
- (4) リフォーム済空き家購入型である場合は、建物売買契約書に係る費用を支払ったことがわかる書類

- (5) 施工写真（使用する材料や設備機器等が、市が指定する仕様・性能を備えることを証する写真）
- (6) 補助対象工事に係る施工箇所及び施工内容を記載した図面
- (7) 補助金交付申請者の世帯全員の住民票の写し（完了実績報告書提出前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。）（交付申請以降に補助対象住宅に転居した場合に提出すること。）
- (8) 補助対象住宅の耐震性能を有することを証する書類（昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅の場合に提出すること。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助金交付申請者から前条の規定による完了実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により補助金交付申請者に通知することとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助金交付申請者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、補助金請求書（様式第10号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に請求することとする。

- (1) 通帳の写し（金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前（カタカナ）が分かるもの）
- (2) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、補助金交付申請者に対し、補助金を交付することとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金交付申請者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に定める補助交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第10条に定める日までに完了の報告をしなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助金交付申請者に通知することとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、本市は賠償の責めを負わないこととする。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 補助金交付申請者は、事情により補助事業を中止し、又は廃止しようとする

ときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第12号）を市長に提出しなければならないこととする。

（申請書類等の代理提出）

第15条 補助金交付申請者は、第7条、第9条、第10条、第12条、及び第14条に規定するに規定する申請書類等の提出を、第三者に代理させることができることとする。この場合において、補助金交付申請者は、申請等事務代行届（様式第13号）を市長に提出しなければならないこととする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、第13条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書（様式第14号）により行うこととする。

（違約加算金）

第17条 補助金交付申請者は、第13条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したこととする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助金交付申請者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたこととする。

（他の補助金等の一時停止等）

第18条 市長は、補助金交付申請者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（照会及び検査等の実施）

第19条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会及び補助事業の検査等を実施することができる。

2 前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、補助金交付申請者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（補助金交付申請者の責務）

第20条 補助金交付申請者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行いその指示に従うこととする。

- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。
- 3 補助事業に伴う苦情等は補助金交付申請者の責任において処理すること。

(雑則)

第21条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1

補助対象工事		仕様・性能						
共通		補助対象工事について、国土交通省「子育てエコホーム支援事業」に予め「対象製品」として登録された型番に準じた製品を使用したものを対象とする。						
1 エコ工事	(1) 断熱改修	ア 開口部						
		イ 屋根・天井・外壁・床						
		<p>改修後の開口部の熱貫流率 $[W/(m^2 \cdot K)]$ が、4.7 以下となるよう行う、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する断熱改修を対象とする。</p> <p>(ア) ガラス交換 既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう（ドアに付いているガラスのみ交換の改修は対象外）。 なお、以下の建具の仕様に応じたガラス中央部の熱貫流率 $[W/(m^2 \cdot K)]$ について基準値以下の製品も対象とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>・樹脂・木</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>・金属とその他材料の複合</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>・金属製</td> <td>3.9</td> </tr> </table> <p>(イ) 内窓設置 既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。ただし、外皮部分に位置する既存の開口面から屋内側へ 50cm 以内に平行に設置するものに限る。</p> <p>(ウ) 外窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。</p> <p>(エ) ドア交換 既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。</p> <p>原則として次の JIS に該当し、熱伝導率 $[W/(m \cdot K)]$ が 0.052 以下のノンフロン製品で、性能担保及び品質管理体制について以下の(ア)～(ウ)の類型のいずれかを満たすものを対象とする。</p> <p>・該当する JIS JIS A9504、JIS A9511、JIS A9521、JIS A9523、JIS A9526、JIS A5905、JIS A5901、JIS A5914</p>	・樹脂・木	5.6	・金属とその他材料の複合	4.4	・金属製	3.9
・樹脂・木	5.6							
・金属とその他材料の複合	4.4							
・金属製	3.9							

		<p>・性能担保及び品質管理体制</p> <p>(ア) JIS 認証を取得し JIS マークが表示されている製品</p> <p>(イ) JIS 認証を取得していないが、第三者により、JIS と同等の性能及び品質管理体制が確認されているもの</p> <p>(ウ) JIS に対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q1000 又は JIS Q17050-1 による自己適合宣言が行われ、JIS と同等以上の性能及び品質管理体制を有していることを証する資料等 ((イ) の第三者による確認と同程度のものに限る) の提供を行うことができるもの</p> <p>なお、改修後の部位ごとによる断熱材最低使用量については、国土交通省「子育てエコホーム支援事業」の「外壁、屋根、天井または床断熱改修」に準じる。</p>
(2) エコ住宅設備 の設置	ア 太陽熱 利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112 : 2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 : 2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
	イ 高断熱 浴槽	JIS A5532 : 2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
	ウ 高効率 給湯器	(ア)ヒートポンプ給湯機 (エコキュート) JIS C9220 : 2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上 (ただし寒冷地仕様は 2.7 以上) であること。
		(イ)潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ) 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7%以上であること。
(ウ)潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつて、モード熱効率が 81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。		

			(エ) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102%以上であること。
		エ 蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和 4 年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
		オ 節水型トイレ	JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又は JIS A5207:2019 又は JISA5207:2022 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
		カ 節湯水栓	JIS B2061:2023 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
2 子育て 対応改修工 事	(1) 家事の軽減に資する住宅設備の設置	ア ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。
		イ 掃除しやすいレンジフード	次の(ア)～(ウ)のすべてを満たすものであること。 (ア)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (イ)レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 (ウ)次の ①～④のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて ※1 が(a) 又は(b)の仕様構造になっていること。 ①整流板 ②グリスフィルター ③ファン ④油受け皿 (a) 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 (b) レンジフードの清掃の際、水 (ぬるま湯) や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油 (性) 処理」※2、「親水 (性) 処理」※3 又は「ホーロー (琺瑯) 処理」※4 のいずれかの表面処理を施したもの。

		<p>ウ ビルトイン自動調理対応コンロ</p> <p>JIS S2103:2019 に規定する「ガスこんろ」又は、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で(ア)及び(イ)の機能を有すること。</p> <p>(ア)こんろ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。</p> <p>(イ)こんろ部又はグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わず調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。</p>
		<p>エ 浴室乾燥機</p> <p>電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「換気扇」又は「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転（換気扇との連動も可）と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの（浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る）であること。</p>
		<p>オ 宅配ボックス</p> <p>次の(ア)～(エ)のすべてを満たすものであること。</p> <p>(ア)保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。</p> <p>(イ)保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること。</p> <p>(ウ)使用時の安全性及び保安性が確保されていること。</p> <p>(エ)表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。</p>
(3)	防犯性の向上に資する開口部の改修	<p>窓・ドア</p> <p>「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建物部品（CP マークを取得したもの）であること。</p>
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	<p>窓・ドア</p> <p>既存のサッシに内窓を設置して二重窓とすること、JIS A4706:2015（サッシ）に規定する遮音性能が T1 以上であるものに交換すること又は品確法に基づく日本住宅性能表示基準で定める透過損失等級（外壁開口部）の等級 2 以上であるものに交換すること。</p> <p>複層ガラス</p> <p>国土交通省「子育てエコホーム支援事業」の「生活騒音への配慮に資するガラスの基準」に準じる。</p>

(4) キッチン セットの交 換を伴 う対面 化改修 工事	改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り補助の対象となる。 改修前にすでに対面キッチンであった場合、及びキッチンセットの移設による対面改修は補助対象外。
	【改修前 必須設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・給排水に接続したシンク※5 を有する。 ・シンク又はコンロと一体的に隣接する調理台を有する。 ・コンロ（埋め込み式に限らない/IH クッキングヒーター含む）を有する。 ・コンロの上部に調理専用の換気設備を有する。
	【改修前 レイアウト】 <p>配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右 90 度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方又はいずれかの過半を視認することができない。 又は視認することができる位置が 1 箇所である。</p>
	【改修後 必須設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・給排水に接続した新しいシンク※5 を設置する。 ・シンク又はコンロと一体的に隣接する新しい調理台※5 を設置する。 ・新しいコンロ（埋め込み式に限る/IH クッキングヒーター含む）を設置する。 ・コンロの上部に調理専用の新しい換気設備を設置する。
	【改修後 レイアウト】 <p>配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右 90 度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方又はいずれかの過半を視認することができる位置が 2 箇所以上ある。</p>

※1 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。

※2 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。

※3 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。

※4 ホーロー(琺瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。

※5 W300 mm×D300 mm以上のものに限る。

(様式)

- 様式第 1 号 補助金交付申請書
- 様式第 2 号 算出根拠
- 様式第 3 号 補助対象工事説明書
- 様式第 4 号 同意書
- 様式第 5 号 補助金交付（不交付）決定通知書
- 様式第 6 号 補助金交付変更承認申請書
- 様式第 7 号 補助金交付決定変更承認（不承認）通知書
- 様式第 8 号 完了実績報告書
- 様式第 9 号 補助金額確定通知書
- 様式第 10 号 補助金請求書
- 様式第 11 号 補助金交付決定取消通知書
- 様式第 12 号 補助事業中止（廃止）届
- 様式第 13 号 申請等事務代行届
- 様式第 14 号 補助金返還命令書

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

フリガナ
氏 名
電話番号

補助金交付申請書

熊本市空き家リフォーム促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請区分	第3条第2号 <input type="checkbox"/> ア 空き家取得後リフォーム型 <input type="checkbox"/> イ リフォーム済空き家購入型
補助対象住宅の所在地（地番）	熊本市 区
補助対象住宅の所在地（住居表示）	熊本市 区
居住誘導区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外
用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
延べ床面積 (併用住宅の場合のみ記入)	住宅部分 m ² 住宅以外の部分 m ²
補助金交付申請額	円

様式第2号（オ）

第3条第2号 ア 空き家取得後リフォーム型の場合

リフォーム工事契約 予定年月日	年 月 日
リフォーム工事完了 予定年月日	年 月 日

第3条第2号 イ リフォーム済空き家購入型の場合

リフォーム済空き家購入 予定年月日	年 月 日
----------------------	-------

1 補助対象住宅について

当該住宅は取得前に空き家であり、かつ、建設工事完了の日から起算し1年を超えており、過去に人が住んだことがあります。

(裏面へ続く)

2 補助対象住宅の耐震性について

- 昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅です。又は、昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅で耐震診断を実施し、耐震性能を有していることを確認しています。
- 本事業と併せて耐震改修を実施し、耐震性能を有することを確認する予定です。
なお、耐震性能を有することを証する書類について完了実績報告書時に提出することについて、同意します。

3 補助対象住宅への居住について

- 私は、完了実績報告書を提出してから2年以上継続して当該住宅を生活の本拠として居住することに同意します。

4 市税の滞納がないことについて

- 私は、市税について滞納がないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本市納税課へ照会することについて、同意します。

5 暴力団の排除について

- 私は、世帯全員が、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び、完了実績報告時における世帯全員がこれらに該当しないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本県警本部へ照会することについて、同意します。

6 その他

- 1から5の項目について、これらに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還命令を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

7 添付書類

- (1) 補助金交付申請者の世帯全員の住民票の写し（完了実績報告書提出前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。）
また、子育て世帯で、出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の診断経過がわかる書類の写し
- (2) 算出根拠（様式第2号）
- (3) 補助対象工事住宅の位置図
- (4) 補助対象工事住宅の建築年月日（又は工事着工年月日）を証する書類
- (5) 空き家取得後リフォーム型である場合は、取得者等であることを証する書類
- (6) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事に要する経費が確認できる明細書（見積書等）の写し
- (7) リフォーム済空き家購入型である場合は、買取再販業者が作成する補助対象工事説明書（様式第3号）
- (8) 空き家取得後リフォーム型である場合は、賃借人が所有者の同意を得て工事を行う場合は、所有者全員の同意書（様式第4号）

算出根拠

補助対象工事			補助対象工事費 (税抜き)	
1 エコ 工事 必須 工事	(1) 断熱改修	ア 開口部	(ア) ガラス交換	円
			(イ) 内窓設置	円
			(ウ) 外窓交換	円
			(エ) ドア交換	円
		イ 屋根・天井・外壁・床	円	
	(2) エコ住宅設備 の設置	ア 太陽熱利用システム	円	
		イ 高断熱浴槽	円	
		ウ 高効率 給湯器	(ア) ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	円
			(イ) 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	円
			(ウ) 潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	円
			(エ) 電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	円
		エ 蓄電池	円	
		オ 節水型トイレ	円	
	カ 節湯水栓	円		
エコ工事補助対象工事費合計			円 … (ア)	
エコ工事補助額 ((ア) × 1/2)			円 … (イ)	
2 子 育 て 対 応 改 修 工 事	(1) 家事の負担軽減に資する住宅設備の設置	ア ビルトイン食器洗機	円	
		イ 掃除しやすいレンジフード	円	
		ウ ビルトイン自動調理対応コンロ	円	
		エ 浴室乾燥機	円	
		オ 宅配ボックス	円	
	(2) 防犯性の向上に資する開口部の改修	円		
	(3) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修	円		
	(4) キッチンセットの交換を伴う対面化改修	円		
子育て対応改修工事補助対象工事費合計			円 … (ウ)	
子育て対応改修工事補助額 ((ウ) × 1/2) ※上限10万円			円 … (エ)	
補助金交付申請額 ((イ) + (エ)) ※1千円未満切捨て		<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内 (上限40万円)	円 … (オ)	
		<input type="checkbox"/> 居住誘導区域外 (上限30万円)	円	

補助対象工事説明書

補助対象工事			工事内容
1 エコ 工事	(1) 断熱改修	ア 開口部	<input type="checkbox"/> (ア) ガラス交換
			<input type="checkbox"/> (イ) 内窓設置
			<input type="checkbox"/> (ウ) 外窓交換
			<input type="checkbox"/> (エ) ドア交換
	<input type="checkbox"/> イ 屋根・天井・外壁・床		
	(2) エコ住 宅設備 の設置	<input type="checkbox"/> ア 太陽熱利用システム	
		<input type="checkbox"/> イ 高断熱浴槽	
		ウ 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> (ア) ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)
			<input type="checkbox"/> (イ) 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)
			<input type="checkbox"/> (ウ) 潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)
<input type="checkbox"/> (エ) 電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)			
<input type="checkbox"/> エ 蓄電池			
<input type="checkbox"/> オ 節水型トイレ			
<input type="checkbox"/> カ 節湯水栓			
2 子育 て 対 応 改 修 工 事	(1) 家事の 負担軽 減に資 する住 宅設備 の設置	<input type="checkbox"/> ア ビルトイン食器洗機	
		<input type="checkbox"/> イ 掃除しやすいレンジフード	
		<input type="checkbox"/> ウ ビルトイン自動調理対応コンロ	
		<input type="checkbox"/> エ 浴室乾燥機	
		<input type="checkbox"/> オ 宅配ボックス	
	<input type="checkbox"/> (2) 防犯性の向上に資する開口部の改修		
	<input type="checkbox"/> (3) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修		
	<input type="checkbox"/> (4) キッチンセットの交換を伴う対面化改修		
補助対象工事の内容は上記のとおり、相違ありません。			
(買取再販事業者)			
			年 月 日
住所			
商号			
代表者			_____ 印

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

熊本市長 (宛)

同意書

以下について、同意します。

- 1 下記の住宅について、補助金交付申請者が住宅改修工事を行い、「熊本市空き家リフォーム促進事業」の補助金交付を受けること
- 2 当該住宅の補助金交付を受けた工事内容については、賃貸借契約における原状回復義務を免除し、相当の期間継続して使用すること

【補助対象住宅の所在地（地番）】

(所有者住所)

(所有者氏名) 印

(所有者住所)

(所有者氏名) 印

(所有者住所)

(所有者氏名) 印

〈本人自署〉

(申請者住所)

(申請者氏名)

※確認書類として、登記簿謄本（原本）を添付すること。

※共有の場合は所有者全員を書くこと。

様式第5号（第8条関係）

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊本市空き家リフォーム促進事業補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付（不交付と）決定をしたので通知します。

記

- 1 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 交付決定額
金 円
- 3 完了期限 年 月 日
- 4 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに市長に対し所定の完了実績報告を行うこと。
 - (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (7) 補助金交付決定通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手すること。

- 5 不交付の場合、その理由
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求します。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市
空き家リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区

- 2 変更する内容（下記の○印をつけている項目が該当）

	補助金額	既交付決定額	円
		変更交付申請額	円
	完了期限	交付決定通知に付された完了 期限	年 月 日
		変更申請完了期限	年 月 日
	その他		
【変更理由】			

- 3 添付書類

- (1) 変更の内容がわかる書類
(2) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで交付変更承認申請のあった熊本市空き家リフォーム促進事業補助金について、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認と）したので通知します。

記

1 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区

2 変更する内容（下記の○印をつけている項目が該当）

補助金額	既交付決定額	円
	変更交付申請額	円
完了期限	交付決定通知に付された完了期限	年 月 日
	変更完了期限	年 月 日
その他		

3 交付条件

4 不承認の場合、その理由

5 熊本市空き家リフォーム促進事業補助金交付要綱を遵守してください。

6 この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

熊本市長 (宛)

申請者 住 所
氏 名

完了実績報告書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市空き家
リフォーム促進事業補助金について、補助事業が完了したので、関係書類を添え下記のとおり
報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地(地番) 熊本市 区

2 交付決定額 金 円

3 完了日 年 月 日

4 住民基本台帳の情報閲覧に関する同意

私は、第3条第4号の確認のために、熊本市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

5 添付書類

- (1) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事の契約を明らかにする書類の写し（契約書、注文書等）及び補助対象工事に要した経費が確認できる明細書（請求書等）の写し
- (2) 空き家取得後リフォーム型である場合は、補助対象工事に要した経費に係る施工業者からの領収書の写し
- (3) リフォーム済空き家購入型である場合は、建物売買契約書の写し
- (4) リフォーム済空き家購入型である場合は、建物売買契約書に係る費用を支払ったことがわかる書類
- (5) 施工写真（使用する材料や設備機器等が、市が指定する仕様・性能を備えることを証する写真）
- (6) 補助対象工事に係る施工箇所及び施工内容を記載した図面
- (7) 世帯全員の住民票の写し（完了実績報告書提出日前の3か月以内に発行されたもの。複写も可とする。）（交付申請以降に補助対象住宅に転居した場合に提出すること。）
- (8) 補助対象住宅の耐震性能を有することを証する書類（昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅の場合に提出すること。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった熊本市空き家リフォーム促進事業補助金については、同補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 交付確定補助金額 金 円

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助金請求書

年 月 日付け 発第 号で補助金額確定通知のあった熊本市空き家リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区

2 請求金額 金 円

3 口座振込先

金融機関名			
	銀行		本店
	金庫		支店
	農協		出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第11号（第13条関係）

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市空き家リフォーム促進事業補助金については、同補助金交付要綱第13条第1項第_____号の規定により下記のとおり取り消したので、第13条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付決定取消額 金 円
- 4 取消理由

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

電話番号

補助事業中止（廃止）届

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市空き家リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので届け出ます。

記

- 1 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 中止（廃止）理由

熊本市長 (宛)

申請等事務代行届

私は、_____を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の申請書等の提出を委任しました。

記

- 1 熊本市空き家リフォーム促進事業補助金申請に係る2に示す申請及び報告等のうち、全ての提出を代理者に委任される場合は、下記の欄に○をつけてください。

	熊本市空き家リフォーム促進補助金に係る2に示す申請及び報告書等のすべての提出を委任
--	---

- 2 熊本市空き家リフォーム促進事業補助金申請に係る申請及び報告等のうち一部の提出を委任する場合は、下記の項目の中から該当する欄に○をつけてください。

	補助金交付申請		補助金交付変更承認申請
	完了実績報告		補助金請求
	補助事業中止（廃止）届		

補助対象住宅の
所在地（地番） 熊本市 区

申請者（委任する方）
住所

氏名 印
※ 申請書類等はすべて申請者名を記入して下さい。

代理者（窓口に来る方）
住所
氏名
電話番号

様式第14号（第16条関係）

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金返還命令書

年 月 日付け 発第 号で取り消した熊本市空き家リフォーム
促進事業補助金については、同補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり返還を
命じます。

記

- 1 補助対象住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 返還額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由